

ID: 404

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	助成(貸付け)の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例 第3条		
例 規 番 号	昭和48年条例第13号		
【根拠条文】 (助成の対象者) 第3条 この条例による助成は、法第9条に規定された処理区域内および近く処理区域となる区域内の既設のくみ取り便所(し尿浄化槽を設置した便所を含む。以下同じ。)を水洗便所に改造する者を対象とする。ただし、国および地方公共団体ならびにそれらの関係機関は対象としない。 【基準】 根拠条文及び第4条、芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例施行規則第2条及び第3条までの規定による。 (助成の対象となる工事) 第4条 助成の対象となる工事の範囲は、次のとおりとする。 (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びその附帯工事 (2) し尿浄化槽の切替工事 (3) 前2号の工事に伴うその他の排水設備の新設又は改造工事 [芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例施行規則] (助成対象者の資格) 第2条 条例第3条に規定した助成の対象者は、当該建築物所有者とし、連帯保証人を1人付さなければならない。(補助金だけの場合は不要)ただし、占有者が当該建築物の所有者の同意を得て行なう工事については、その占有者とする。 2 当該建築物が共同所有の場合は、所有者全員の委任をうけた総代人を対象者とすることができる。 (申請の手続) 第3条 助成を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、水洗便所改造等助成金申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 貸付金を借り受ける者(以下「借受人」という。)は、前項の申請書において貸付けの意志を明記すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日